

小山工業高等専門学校学生表彰規則

制 定 平成 11 年 9 月 1 日

最終改正 令和元年 9 月 12 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、小山工業高等専門学校学則第 36 条第 2 項及び第 48 条の規定に基づく本校学生の表彰（以下「表彰」という。）について、定めるものとする。

(表彰対象)

第 2 条 次の各号の一に該当する者を表彰の対象とする。

- 一 学業成績、人物ともに優秀である者
- 二 学術研究等で特に顕著な成果を挙げ、本校の名誉を高めた者
- 三 部活動又は課外活動において卓越した成績を修めた者
- 四 その他学生の模範として推奨できる行為又は功績のあった者

2 専攻科生については、前項第一号及び第三号は対象としない。

(表彰名)

第 3 条 前条第 1 項第一号から第三号の規定に該当する場合の表彰名は、「優秀賞」とし、同条第 1 項第四号の規定に該当する場合の表彰名は、「功績賞」とする。

2 前項に規定する「優秀賞」及び「功績賞」に準ずる場合の表彰名は、「奨励賞」とする。

(表彰基準)

第 4 条 表彰する基準については、別に定める。

(表彰の決定等)

第 5 条 学級担任又は指導教員等は、第 2 条及び別に定める「学生表彰基準」に該当すると認められる者があるときは、別紙「学生表彰「優秀賞」「功績賞」「奨励賞」についての推薦書」により校長に推薦するものとする。

2 前項の推薦に基づき、学生委員会の議を経て、校長が表彰を決定するものとする。

(表彰の方法)

第 6 条 表彰は、校長が表彰状を授与して行うものとする。

2 前項に定める表彰状のほかに、記念品を授与することができるものとする。

3 表彰状の様式は、別紙のとおりとする。

(表彰の時期)

第 7 条 第 2 条第 1 項第一号の規定に基づく表彰の時期は、5 年生については卒業時に、4 年生以下については始業時に行うものとする。

2 第 2 条第 1 項第二号から第四号の規定に基づく表彰の時期は、その都度、校長が決定の上、全校集会などにおいて行うものとする。

(事務)

第 8 条 学生の表彰に関する事務は、学生課において処理する。

附 則

1 この規則は、平成 11 年 9 月 1 日から施行し、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

2 小山工業高等専門学校学生表彰基準（昭和 62 年 12 月 9 日制定）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 2 項の規定は、平成 27 年 11 月 11 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 11 月 8 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、令和元年 9 月 12 日から施行する。